

プライバシーと個人情報の保護 ～ EU法の展開と日本法

大塚 誠

1. 問題の所在

プライバシーと個人情報の保護は現代の大きな課題とされており、各国はそれらの保護と表現の自由、イノベーションなどの経済的な効果、自由な情報流通などとの間で調和点を探る動きを見せている¹。その背景として、いわゆる GAFA² など巨大企業の活動が国民の自由や権利を制約しているという不安や、より直接的には企業側からの情報漏れや不正利用などの不祥事³が指摘される。しかしながら、現代の巨大企業の競争力は収集された個人情報に依拠している例が多いためか、この分野の議論は巨大企業規制の文脈とプライバシーや個人情報保護の文脈とが入り交じって展開されがちである。

130年前の巨大企業規制は、競争法⁴を中核とする近代的な経済法の体系を生み出すことにより、巨大企業による貪欲な利益追求行動から社会を守ろうとした。現在の巨大企業規制は、プライバシーや個人情報という新しい「人権」を、経済的自由に優位し表現の自由にも匹敵するものとして定着させるのだろうか。本稿では、このような方向性を強く志向する EU法の展開を概観し、また「GAFA 非保有国」である日本がこれに追随するののかについて現在の状況を確認することにより、両者は「個人情報保護」の流れとして同一であるように見えていわば同床異夢であることを指摘するものである。

2. EUにおける個人情報保護

2.1 法令

EU⁵において、プライバシーや個人情報の保護について定める最も上位の法は、欧州人権条約 (European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms)、欧州基本権憲章 (Charter of Fundamental Rights of the European Union) と欧州連合機能条約 (Treaty on the Functioning of the European Union; TFEU) である^{6,7}。

欧州人権条約において、個人情報の保護を明文で定める規定は存在しない。他方、プライバシーについては、8条が「その私的生活および家族生活、住居ならびに通信を尊重される権利」を保障している。また、欧州基本権憲章では、同憲章7条が欧州人権条約8条とほぼ同一文言によりプライバシーの保護を定めるとともに、同憲章8条によって新たに、

個人データの保護（1項）、本人の同意または法令に基づく目的・手法による公正なデータ処理、ならびに自らに関して収集されたデータへのアクセス権（2項）、が明文で保障されている。同憲章の前文によれば、同憲章は憲法的な慣習や各種条約などと共に、欧州司法裁判所（Court of Justice of the European Union）と欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）の判例法を再確認するものでもある、とされているから、欧州司法裁判所の判例法は明らかに法源として位置づけられている。また、TFEU16条は、欧州基本権憲章とほぼ同一の文言で個人データの保護を権利と定める（1項）とともに、欧州議会（European Parliament）と欧州連合理事会（Council）に対して個人データの自由流通に関する立法をなすよう、またEUの機関およびEU法が適用されるような各構成国の活動による当該個人データの処理関する手続を定めるよう、規定する（2項）。

以上からわかることは、1950年制定の欧州人権条約はもとより、2000年に起草された欧州基本権憲章においてすらも、明文で保障されているのはアクセス権と適正な処理だけであって、「自己情報コントロール権」という意味でのプライバシー権ではない。そこではむしろ、情報の自由流通という別の価値を阻害しないように要請されさえしているのである。

しかしながら、EU、特に欧州司法裁判所と欧州議会は、プライバシーの完全な保護のためには自己の情報を自ら完全にコントロールする権利＝自己情報コントロール権を保障する必要がある、というロジックに基づきプライバシーと個人情報保護を強化する方向に進んでいった。

2.2 忘れられる権利（Right to be forgotten）

このような中、欧州司法裁判所は、忘れられる権利について、注目すべき二つの判決を出している。

(1) Google (Spain) 判決

2014年のGoogle (Spain) 判決⁸は、以下のような事件についての欧州裁判所による先行判決（Preliminary Ruling）である⁹。

1998年、スペイン国民でありスペイン在住のG氏は、社会保障費の滞納による不動産の競売処分を受け、その競売公告が新聞紙上に掲載された。当該滞納は、その後解消されている。ところが、2010年になっても、G氏の氏名をGoogle検索すると当該公告記事へのリンクがヒットする。G氏は、自己の個人情報検索されないよう当該新聞社による記事の修正か削除を、また当該記事にリンクされないようGoogleによる自己の個人情報の消去か隠蔽を求めたが、拒否された。そこでG氏は、スペインのデータ保護局（AEPD）に対して不服を申し立てた。

AEPDは、新聞公告は競売の効果をも最大限高めるために労働・社会問題大臣によって命じられた措置であるとして新聞社への申し立てを棄却した。他方、Googleのリンクにつ

いては、サーチエンジンの運営者がスペインの個人情報保護法上の責任を負い、AEPDは個人情報保護という基本権を保障するために情報を撤回またはアクセス制限するよう命ずる権限を有する、とした。AEPDによれば、データを発見し広める行為は個人情報保護という基本権と広い意味での個人の尊厳との調整を要するのであって、そこには第三者に知られたくないという個人の単なる願望も含まれる。サーチエンジンの運営者は、元サイトの記事の維持が法令によって正当化される場合を含め、元サイトの情報の削除を要することなく直接的にそのような義務を負う (para. 14-17)。

このような AEPD の決定に対し Google 側から取消を求めて全国管区裁判所 (Audiencia Nacional) に訴訟が提起され、裁判所は第三者のウェブサイトで自己の個人情報が公開され検索リンクが作成されている場合にサーチエンジンの運営者が負うべき義務について、欧州司法裁判所へ先行判決を求めた。根拠とされた EC 指令 95/46 の発効は自動登録型のサーチエンジンという技術が広まる前¹⁰であったため、当該指令とそれを受けたスペインの個人情報保護法における解釈に疑義があった。

Google の主張は、以下のとおりである：サーチエンジンは第三者のウェブサイトにあるデータについて「個人情報」とそれ以外の情報とを区別せずにインデックスを作成して登録するから、これは同指令が対象とする「個人情報の処理」ではない。また、仮にこれが「個人情報の処理」に該当するとしても、サーチエンジンの運営者はどのような情報が取り扱われるか知らずに自動処理するのであって、当該情報については管理していないのであるから、個人情報保護義務を負うべき「管理者」ではない (para. 22)。これに対して原告や欧州委員会は、ウェブサイトへのデータの公開者とそれとは異なる目的を追求する「処理」者とは厳格に区別されており、「管理者」は「処理」の目的と手段を設定した者と定義されている。本件でデータ処理の目的と手段を設定したのは Google である以上、Google は「個人情報の処理」についての「管理者」である、と主張した (para. 23)。欧州司法裁判所は、EC 指令においては個人の情報に対する作業であれば自動的であるか否かを問わず「個人情報の処理」であると明文で規定されていること、またインターネットのウェブページに個人情報をアップロードする行為を「情報の処理」とした先行判例¹¹を引用して、Google の行った自動的・継続的かつ組織的な行為は無条件で「個人情報の処理」に該当するとした。また、広範な意味を有する「管理者」概念を採用したのは「個人情報の効果的かつ完全な保護のため」であり (para. 34)、サーチエンジンの運営者も「管理者」から除外されない、とした。

また、Google Inc. は米国企業であり、世界中のウェブサイトを収集し、世界中でサービスを提供しているのであって、Google Spain の役割は広告事業だけにとどまるため、本件では Google Inc. はスペイン法が適用されるべき「拠点 (establishment)」がスペイン国内にあるのかも問題とされた。これに対して欧州司法裁判所は、EC 指令 95/46 の前文に照らせば Google Inc. と Google Spain を区別して取り扱うべきではなく、Google Spain が Google Inc. の収益性を高める活動を担当している以上、Google Spain が「活動するに際

して (in the context of activities)」検索サービスを提供している、また「自然人の基本権と自由の、特にプライバシー権の効果的で完全な保護という指令 95/46 の目的という観点からは」(para. 53)、適用範囲を制限的に理解すべきではない、と判示した。

そして、サーチエンジンの運営者はウェブサイト上の合法的な記事へのリンクを検索結果のリストから削除する義務を負うかについても、欧州司法裁判所は以下のように述べて、合法的な記事へのリンクであったとしても、一定の場合には削除義務を負うものとした。すなわち、EC 指令 95/46 の目的は、「個人情報の処理に関して、自然人の基本権および自由、特にプライバシー権の高度な保護」である (para. 66)。この指令は、欧州基本権憲章 7 条の個人的生活の保障、8 条で明文化された個人データの保護や収集されたデータへのアクセス権など、基本権保障の規定を実施するものである (para. 69)。インターネットとサーチエンジンが現代社会において重要な地位を占めるにつれ、サーチエンジンによって個人情報が一覧化され何処にでも存在する (ubiquitous) ようになったことに由来する潜在的なプライバシー侵害の深刻さは、サーチエンジンの運営によって得られる経済的な利益のみでは正当化できない (para. 80-81)。しかしながら、検索結果から当該リンクを削除すれば当該情報への関心を潜在的に有するインターネットユーザーの合法的な利益を害する結果となるから、そのような利益と欧州基本権憲章 7 条・8 条の基本権との間で公正なバランスが追求されなければならない。このバランスは、事案に応じて、また当該情報の性質と当該情報の対象者の私的生活におけるセンシティブさに応じて、そのような情報を取得することによる公的な利益との間で、とられるべきである。この公的な利益は、当該対象者が公的な生活において果たしている役割によって変化する (para. 81)。時間の経過とともに、当初は合法的かつ正確であった情報も収集および処理の目的に照らして必要ではなくなり、不正確または不適切ないし適切性を失い、または過剰となりうる。したがって、当該情報の対象者が自らの名前と当該記事とのリンクを望まない場合、一切の事情に応じて、第三者による合法的だがそのような性質を有する種類のリンクは、サーチエンジンの運営者により検索結果から削除されなければならない (para. 91-94)。

この判決は、欧州基本権憲章 7 条・8 条に依拠して、その保護を貫徹するため一定の場合にはサーチエンジンの検索結果からリンクを削除しなければならない、と結論づけたものである。そこでは、サーチエンジンの検索結果がもたらす「個人情報を何処でも入手できる」という利便性、いわゆるユビキタス性がプライバシーの深刻な侵害をもたらすこと、そしてそれはサーチエンジンの運営者によって得られる経済的な利益だけでは代償とならないことを示し、したがって「当該情報に関心を有する利用者の合法的な利益」との関係で調整を必要とするものの、時の経過と共にそのような利益への貢献が低くなった場合には、サーチエンジンの運営者は検索結果から当該リンクを削除せよとの求めに応じる義務がある、とされている。しかしながら、肝心の「当該情報に関心を有する利用者の合法的な利益」とは何かについては明示されていない。

(2) Google (France) 判決

2019年9月24日付のGoogle (France) 判決¹²は、以下のような事件についての欧州裁判所による先行判決である。

Google (Spain) 判決以降、Googleの検索は特定国の、とりわけ言語で特定されたユーザー向けにカスタマイズされており、例えばgoogle.comと入力しても特定国・言語のバージョンのサーチエンジンに通常は転送される。その分析は利用者のIPアドレスに依存して行われているが、利用者は任意に他のバージョンのサーチエンジンを利用可能である。また、サーチエンジンのバージョンによって結果は異なりうるものの、検索結果は共通のデータベースインデックスから生み出される (para. 36)。

2015年5月21日、フランスの個人情報保護当局である情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL) は、個人の名前での検索結果として表示される一覧からウェブページへのリンクを削除するよう求められた場合、削除の範囲をEU域内用のバージョンのサーチエンジンに限定せず全てのバージョンのサーチエンジンに拡大するよう求めたところ、Googleはこの求めに応じなかった。2016年3月10日、CNILはこれに対して10万ユーロの制裁金をGoogleに課したため、Googleはこの制裁の取消を求めて裁判所に訴訟を提起した。フランス国務院 Conseil d'État は、Google (Spain) 事件の先行判決に従い Google France が Google L.L.C. のために広告事業を行っていることを理由として Google L.L.C. への管轄権を肯定した。その際、国務院は、フランス国内から全てのバージョンのサーチエンジンにアクセスしうること、フランス法の適用上、自動転送とクッキーによるゲートウェイを含めて一つの個人情報の処理とみなされるべきこと、も考慮している (para. 35-37)。

これに対して Google は、CNIL の決定は「参照されない権利 (right to de-referencing)」を認めた Google (Spain) 判決の解釈を誤っており、同判決は地理的な制限なしにリンクを削除するよう求めてはいない、しかも CNIL は表現の自由を考慮していない、と主張した (para. 38)。

欧州司法裁判所は、本件について2018年5月25日以降はGDPRが適用されるとし、それまで適用されるEC指令95/46の両方について判断するとした。そして、Google (Spain) 判決では運営者の経済的利益のみならず当該情報の対象者の名前に関連する検索によって当該情報にアクセスしようとする一般公衆の利益に対しても、欧州基本憲章7条および8条の基本権は原則として優先されるが、当該情報の対象者が公的生活において果たす役割によってはその基本権の制約が正当化されると判示しており、この権利はGDPR17条で「消去権 (right to erasure)」ないし「忘れられる権利 (right to be forgotten)」として法典化されたこと、を確認した (para. 45-46)。

欧州司法裁判所はその上で、CNILが主張する通り、インターネットのグローバル性および検索のユビキタス性からすれば、全てのバージョンのサーチエンジンでリンクを削除することがこれらの法の目的に合致するであろうことを認める (para. 55-56)。しかしな

がら、多くの第三国では「参照されない権利」が承認されていないか又はこの権利に対する別のアプローチがありうること、個人データの保護は絶対的な権利ではなく比例原則に従い他の基本権と調和的であるべきこと、プライバシー及び個人情報の保護とインターネットユーザーの情報の自由とのバランスが世界的に重要であること、そのバランスをとる目的でEC指令95/46の14条やGDPR17条が立法されたこと、GDPRは現時点ではEU域外の企業や仕組みに対してまで適用されず、したがって現時点ではEU域外のサーチエンジンにはEU法が適用されないこと、を指摘し、全部のバージョンにおける削除は要求されない、と結論づけた (para. 59-65)。とはいえ、確かにEU法は現時点では全てのバージョンにおけるリンクの削除を定めてはいないものの、各構成国国内法が基本権に対する自国の保護水準に従い削除命令を発することを禁止してもいない (para. 72)。

この判決は、Google (Spain) 判決で不明確であった「当該情報に関心を有する利用者の合法的な利益」について詳細な分析を行い、現時点ではGDPRに示された趣旨に照らす限り「高度なプライバシー保護」という目的を貫徹すべきではなく、EU域外への適用を断念したものと見える。域外適用に関する効果理論に基づけば本件のような場合にはEU法を域外適用できそうにも思われるが、国際的な協調を明記するGDPRの趣旨から、それを行わないのが現時点での結論、ということになる。ただ、最後に (Lastly)、としつつ各国法による規制の可能性を指摘する para. 72 や、直接的には Google (Spain) 判決との違いを説明するために挿入されたのであろう¹³「現時点では (currently)」という文言が、今後の展開の手がかりとなろう。たとえば、国際協調によっては高度なプライバシー保護が達成できないと判断された場合、あるいは、忘れられる権利が国際的に承認を得られたと判断された暁には、この判例は変更される可能性が意識される。

2.3 一般データ保護規則 (GDPR)

前述のとおり、直接的にはTFEU16条の定めを受けて制定された一般データ保護規則 (GDPR)¹⁴は、その前文第4パラグラフで、以下のように述べる：

個人データの処理は、人間に奉仕するものとして設計されねばならない。個人データの保護にかかる権利は、絶対的な権利ではない；その社会における役割に関連づけられて考慮され、他の基本的な権利と比例原則に基づいて調和的でなければならない。この規則は、EUの諸条約に組み込まれた欧州基本権憲章で確認された基本的な権利を尊重し、そこにある自由と原理に鑑み、とりわけその私生活および家族生活、住居ならびに通信、個人データの保護、思想、良心および信教の自由、表現および情報の自由、営業の自由、効果的な法的救済および公正な裁判をうける権利、ならびに、文化的、宗教的および言語的な多様性が考慮される。

すなわち、GDPRの視野は、消費者の個人情報に正当な対価なく利用されている、あるいは個人情報の利用方法が収益逡増的な性格を有するに至っているという意味での経済的

な問題にとどまらない。また、個人にのみ帰属し個人が処分しうるような種類の権利・利益の問題にもとどまらない。

また、GDPRに先行するEC指令95/46/ECは、それが「指令(Directive)」であって構成国国内に直接適用されないため、「欧州連合にまたがるデータ保護の実装の断片化、法的な不確実性、ないし、特にオンライン上での活動に関する自然人の保護についての重大なリスクがある旨の広範な認識を阻止できなかった」(前文 para. 9)と評価された。そこでGDPRは、EU全体に適用されるワンストップの法規制として設計され¹⁵、構成国国内に直接適用される「規則(Regulation)」として制定され、EC指令95/46/ECを置き換えるものとされた。

GDPRについては、本稿との関係では、以下の点が指摘できる。

GDPRの対象となる行為主体には公的機関も含まれるが、EU域外での活動や私的な活動、犯罪捜査などの公的機関による活動には適用されない。そのため、公的機関の個人情報保護についての各規定は、GDPRに合致するように調整されねばならない(2条)。公的機関が適用範囲外になっている日本の個人情報保護法とは、大きく異なる。また、EU域内に拠点がなくとも、EU域内の法主体にサービスや物品を提供し又はその活動を(Cookieなどにより)監視するのであれば、GDPRが適用される(3条2項)。

GDPRの保護対象である個人情報の範囲は非常に広く、直接間接に特定可能な個人に関連する全ての情報を含む。そのような情報を収集すること自体が「処理」であり、本人の同意等の正当化を必要とする。すなわち、同意等がない場合には、収集すること自体が許されない(6条)。同意を求める文言は明確かつ平易であり、それが同意を求めていることが容易にわかるようにしなければならない。情報の対象者は同意をいつでも撤回でき、その撤回は同意前に情報提供され且つ容易になし得るものでなければならないが、撤回の効果は遡及しない。同意の存在の立証責任は、事業者側にある(7条)。提供した情報とその処理や目的等にはアクセスが容易にできなければならない(15条)、提供者は訂正(16条)・消去(17条)・ポータビリティ(20条)の各権利を有する。ここでいうデータポータビリティとは、「構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利をもち、また、その個人情報の提供を受けた管理者から妨げられることなく、別の管理者に対し、それらの個人情報に移行する権利」とされる。仮にデータポータビリティ権がなくともアクセス権と消去権があれば、①自己の情報にアクセスして取得し、②その情報を他の管理者に提供し、③元の管理者に自己の情報を消去させる、という手順をふむことによりデータポータビリティ権がある場合に近い結果が得られるが、GDPRはそれを容易にするために情報の可搬性を高めるよう求めたのである。

GDPRの適用を受ける場合、EU域内に管理者の拠点がなければ、管理者の代理人を指定しなければならない(27条)。したがって、例えばEU域内の顧客から注文を受けるようなEU域外サイト運営者は、拠点設置か代理人指定の義務がある。加えて、例えば送

付先アドレスや決済口座番号などを含む顧客からの受注情報や自社のEU内拠点における人事情報などの個人情報を、EU域外の自社サーバに送信するためには、EUの定める準則や条項に従った契約等が必要とされる(46条)。ただし、EUとの間で充分性認定(adequacy decision)が得られた国との間では、これらの措置なしに個人情報の移転が可能となる(45条)。GDPRは国際協調(50条)によって域外適用なしにプライバシー保護の目的を達成しようとする一方で、このような情報流通を阻害する条項と充分性認定という仕組みがあることにより、第三国に対し当該国の法制をEUに合わせるように要求する結果となる。このとき、第三国側としては、EUの法制に合わせるか又は情報流通のネットワークからEUを除外する¹⁶か、両方の選択肢が考えられる。日本の場合、個人情報保護法が適用される範囲¹⁷で、かつ補完的ルール¹⁸を付加することを条件として、充分性認定を取得する選択をした(2019年1月23日付)。本稿脱稿時点(2019年11月中旬)で充分性認定が得られたのは、アンドラ、アルゼンチン、カナダ、フェロー諸島、ガーンジー、イスラエル、マン島、日本、ジャージー諸島、ニュージーランド、スイス、ウルグアイの各国であり、韓国とは協議が続いている¹⁹。また、米国との間では、既に存在するPrivacy Shield framework²⁰に限定して充分性認定が与えられているが、元々これは2000年のSafe Harbour協定によって個人情報の移転が認められていたところ米国の国家安全保障局による情報収集が明るみに出たために欧州司法裁判所によって無効とされた²¹ことから、その後継として策定された枠組みである。2019年10月23日付のレビュー²²でもこの充分性認定は維持されたが、そのような経緯に鑑み、注意深い監視が必要とされている。

これらの規定に違反した場合、違反内容に応じて、2000万ユーロ若しくは全世界売上高の4%(83条5項6項)又は1000万ユーロ若しくは全世界売上高の2%を上限とする制裁金が課せられる。EUは執行を担当する部門を持たないが、各構成国は制裁の執行を担保する責任を負う(84条)。

3. 日本法におけるプライバシーと個人情報保護法

3.1 プライバシー保護の法的根拠

「プライバシー」という概念には様々な解釈・定義があるが、元々は「放置してもらう権利」(the right to be let alone)として主張された²³。日本でも、古くはいわゆるモデル小説のモデルとなった人物が作家を訴えた昭和39(1964)年の「宴のあと」事件判決²⁴で、東京地裁は、「各人の私生活はその人にとつてのサンクチュアリー(聖所)であり、各人は「一人であることに由来する幸福」を追求する権利を法律上保障されているものであるから、第三者がこのサンクチュアリーに立入つて、出版、映画、演劇、ラジオ、テレビ、写真等の手段(少なくとも百人単位以上の多数人に対し伝達の可能性がある手段)でその内容を公開することは、たとえその結果が公開された者の名誉を傷つけず、また信用を低下させるものでないとしても、公開すること自体が人格的利益の不当な侵害であり、このよ

うなプライバシーの侵害から個人を救済することが現代における法の要求に合致する」と論じ、「いわゆるプライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解される」と結論づけた。現在では、ICTの進展に対応してプライバシー権が再構成され、自己に関する情報をコントロールする権利（自己情報コントロール権）として位置づけるのが通説的見解となっている²⁵。同様の理解は、OECDによる1980年9月の理事会勧告に定めるプライバシー8原則²⁶にも、みることができる。そこでは、個人はデータが収集されたか否かを知らされる権利と、収集されたデータの消去、修正、完全化、補正を求める権利があり（個人参加の原則）、収集目的は明確化されなければならず（目的明確化の原則）、当該目的に必要な範囲でのみ収集され（データ内容の原則、収集制限の原則）、利用され（利用制限の原則）るのであって、それらのポリシー及びデータ管理者に関する情報は公開されなければならない（公開の原則）。これらの原則を遵守するために必要な措置をとる責任は、データ管理者が負う（責任の原則）ものとされている。日本の個人情報保護法はこの勧告に従う形で立法され、また勧告の改定に応じて改正されている。

しかしながら、日本の立法や司法は、人権としてのプライバシーや自己情報コントロールに対して懐疑的であるといわざるをえない。日本において、プライバシー権それ自体を包括的に保護する立法は未だなく、上記の1980年OECD勧告を受けた個人情報保護法の制定すら、2003年のことである（施行は2005年）。なお、2013年のOECD勧告改訂版の発効を受けて2015年に成立した現行個人情報保護法は、インターネットの発展に伴って判明した事態への対処とともに、個人情報の利用条件の明確化やビッグデータの利用を想定した規定など利用可能性を高める方向の内容を含んでいる。現行個人情報保護法は、「個人の人格尊重の理念」（3条）を基本理念として掲げつつも、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」（1条）のである。

加えて、最高裁も「プライバシー権」一般を認めているわけではない。これまでに最高裁が法的な保護を認めた事例としては、容貌・姿態²⁷、前科²⁸、指紋²⁹、公開を欲しない性質の名簿³⁰、私生活上の事実および私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄³¹、があるが、いずれも「権利」としてではなく「法律的な保護に値する利益」としての保護であった。

3.2 日本法における「忘れられる権利」

このような中で出された最決平成29（2017）年1月31日・民集71巻1号63頁の事件は、「忘れられる権利」についての考え方を示した最高裁第三小法廷の決定である。

平成23（2011）年11月、原告K氏は児童買春をしたとの被疑事実で逮捕され、12月に罰金刑に処せられた。この事実は逮捕当日に報道され、その内容の一部または全部がインターネット上の掲示板などに多数回書き込まれた。

それから3年以上たっても、サーチエンジンを利用してK氏の名前を検索すると、そ

の結果一覧には、未だ上記掲示板や報道のウェブページが多数掲載される。そこでK氏は、検索結果の削除を命ずる仮処分を求めたところ、さいたま地決平成27(2015)年6月25日判時2282号83頁は、時間の経過と共に「社会生活の平穏を害され更生を妨げられない利益」が侵害されており、またその後の後追い報道も皆無であるから、検索結果の表示の公益的な意義・必要性は極めて乏しいとし、仮処分を容認した。これに対する不服申し立て事件であるさいたま地決平成27(2015)年12月22日判時2282号78頁も同様の理由で仮処分を認可したが、加えて「更生を妨げられない利益」と「忘れられる権利」にも言及した。他方、その抗告審である東京高決平成28(2016)年7月12日(判例集未登載)は、「忘れられる権利」に対して法律上の明文の根拠がなく要件効果が明らかでない、その実質は人格権としての名誉権ないしプライバシー権と同一であるから独立して判断する必要はない、と判示した。東京高裁はサーチエンジンについて、表現の自由・知る権利にとって重要であり公共性・公益性を有すること、それ自体が社会的に重要な基盤であることを肯定するが、だからといって一般的に何らかの結論に飛びつくことなく、あくまで一種の表現として表現の事前・事後の差止に関する判例法理³²に従い個別事情を検討する。東京高裁は、「本件において、名誉権ないしプライバシー権の侵害に基づく差止請求(本件検索結果の削除等請求)の可否を決するに当たっては、削除等を求める事項の性質(公共の利害に関わるものであるか否か等)、公表の目的及びその社会的意義、差止めを求める者の社会的地位や影響力、公表により差止請求者に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性等だけでなく、上記のようなインターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、更には検索サービスの重要性等も総合考慮して決するのが相当であると解される」とした上で、本件では「罰金の納付を終えてから5年を経過せず刑の言渡しの効力が失われていない」ことを指摘し、「本件犯行は、いまだ公共の利害に関する事項であるというべきである」と結論づけた³³。結局、「本件犯行は真実であるし、本件検索結果の表示が公益目的でないことが明らかであるとはいえないから、名誉権の侵害に基づく差止請求は認められない」。

このような経緯の下で最高裁は、先行判例を引用しつつ、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである」ことを認める。また、サーチエンジンは自動的にはあるが運営者の方針に従った結果を提示する以上、運営者の表現行為の側面も有するとする。また、サーチエンジンが現代社会の基盤という役割をはたしていることを肯定し、特定の検索結果の提供行為が違法とされ検索結果の削除を求められるということが表現の自由への制約であることはもとより、このような役割に対する制約でもある、とする。このような認識を元に、「検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、

その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である」、と判示した。本件では、掲載された事実が他人にみだりに知られたくないプライバシーに属する事実であることを承認したものの、「児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる」。加えて、本件検索結果は K 氏が居住する県名と K 氏の氏名を条件とした結果の一部であるから、そのようにして本件事実が検索され伝達される範囲は限られていることを指摘し、K 氏の抗告を棄却した。

本最高裁決定については、プライバシーを法益と認めつつも「人権」とはしていないこと、忘れられる権利について明確に否定した東京高裁判決とは異なり相変わらず一切言及しないこと、サーチエンジンが公益性・公共性を有すると認めたこと、が指摘できる。しかし、この公益性は表現行為に対して公権力が介入を差し控えるべき理由付けとして用いられており、比較衡量の結果「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に限って削除命令が肯定される旨判示された。この文言は、損害賠償請求事件である³⁴『逆転』事件最高裁判決³⁵が「事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」と判示したことに比べると、法益の優越が「明らかな」であることを求めている点で要件を加重しているように見える。しかし他方、欧州司法裁判所の事例と比較すると、Google (Spain) 判決では一般人が社会保険料の滞納による競売を受けた事実についてであり、しかも12年経過していたのに対し、本件は児童売春で処罰された事実、すなわち最高裁も指摘するとおり犯罪に関する事実であり、削除を求めたのも刑の言い渡しの効果が消滅していないという意味で完全な「一般人」に戻ったとはいえない時点であった。したがって、本件は考え方の方向性としては要件を加重するものの傍論にとどまるといえよう³⁶。

3.3 小括

ここまでみてきた通り、日本の最高裁は、プライバシーを憲法上の人権と認めておらず、「表現の自由」が優越するとの結論を維持している。これと平仄を合わせるかのごとく、国会も個人情報保護法に「忘れられる権利」を導入してはならず³⁷、要配慮個人情報を除いては同意の取得も強制していない（個人情報保護法17条2項）一方で、個人データの活用は当該個人の関与の下で行われるべきとする（官民データ活用推進基本法12条）。日本におけるプライバシー保護の強化は、現在のところ、独占禁止法における「優越的地

位の濫用」規制（同法2条9項5号、19条）を主たるツールとして行われようとしている³⁸。確かに個人情報保護法の強化も議題にはなっているものの、事業者負担、イノベーション促進など考慮事項が多く、事業者自身による自主的な取り組みが期待されているにとどまる。独占禁止法を利用する場合、欺瞞的顧客誘引などに該当する場合を除けば、「個人に対して優越的地位にある事業者による当該地位の濫用」を規制するという説明になるが、それは当該事業者が個人に対して「優越的地位」にあることが大前提³⁹となる。日本の場合、Amazonに対する楽天など有力なライバル企業がいる場合もあり、優越的地位の存在認定の段階で他国にはない「困難」があるかもしれない⁴⁰。逆に、楽天を規制する場も同様である。

このような、巨大企業の活動を経済力の濫用行為すなわち不公正取引の側面から規制しようとする動向は、米国も同様である。例えば、2020年1月に施行されたカリフォルニア州消費者プライバシー法⁴¹では、収集した個人情報を消費者の求めに応じて開示（第1798.100条、第1798.110条、第1798.115条）や消去（第1798.105条）する義務を課すものの、企業が収集し利用すること自体は同意を要しない。消費者は自己の情報の販売を禁止することができ、企業はそれに対する価格等による報復が禁止されるが、これはopt out⁴²である（第1798.120条、第1798.125条）。しかも、この法の適用を受けるのは営利企業に限られ、しかも「年間売上高2500万ドル超」、「5万人以上の州民の個人情報を処理」、または「年間売上高の50%以上を個人情報の販売で得ている」場合のいずれか（第1798.140条（c））である。すなわち、現状では巨大企業規制⁴³の文脈から離れておらず、また経済的な側面を重視するものといえよう。2019年7月、Facebookによる欺瞞的な個人情報の取得と利用に対する2012年の和解条件⁴⁴に違反したとされた事件についてFacebookとFTCが和解した⁴⁵のも、金額こそ50億ドルと過去最大⁴⁶であったものの、それはやはり巨大企業による欺瞞行為による不公正取引の規制⁴⁷であって（少なくとも、その射程範囲から出てはいないのであって）、個人情報保護を表現の自由と対置しうる「人権」と捉えた結果ではないのである。

なお、個人情報保護法のいわゆる「3年ごとの見直し」に伴い、2020年には同法の改正が予定されている。しかし、その中間整理⁴⁸では「個人及びデータを活用する事業者の双方にとって、本テーマは影響が大きく、今後、影響や実効性、実態を踏まえ、慎重かつ丁寧な検討が求められる。特に、相談ダイヤルに寄せられた意見やヒアリングの結果をみると、消費者側と事業者側で意見の分かれる点も多く、多面的な検討が求められる」とされており、忘れられる権利に対して積極的とは言い難い。

4. まとめにかえて

仮に、プライバシーを個人の自己情報コントロール権と捉え、その文脈で個人情報保護を図るのであれば、その収集・利用にあたっては基本的に本人の同意の取得が必要とすべ

きである。仮にその「同意」が形骸化しているのだとしても、結論を変えるべきではない。「同意しない」という明確な意思を有する者に対し、自らの意思を実現する機会を与える必要があるからである。GDPRは、同意取得に際しての情報提供と撤回・変更の容易化を義務づける等の手段により、そのような意思形成の機会を最大限保障しようというものであろう。しかしながら、インターネットの利用が一般的かつ日常的なものになるにつれ、同意・不同意の判断機会が極端なまでに増え、時間的な制約から「同意」の意思形成は形骸化していかざるをえない。「同意」に全面依存する制度設計には、このような問題点がある。

もちろん、GDPR前文にあるとおり個人情報保護は絶対的な権利ではないのであるから、個人情報保護を人権と考える立場にたちつつも、(すでに約款規制の分野で実施されているように)社会が許容しうるような適正さをもって管理がなされることを条件として個人情報の利用と自由な流通を優先する、という制度設計も可能であろう。あるいは、情報銀行など一定の組織を「信頼」して個人情報を預ける、という信託制度類似⁴⁹の制度設計も提案されている。しかしながら、本稿で検討してきたように、EUは、プライバシー権を「基本権」と承認したその先にあるべき姿として、その内容を自己情報コントロール権と認識し同意モデルを推進しようとするようである。実際、既に労働法の分野で、欧州司法裁判所が英国⁵⁰国内法上の規定をEU条約上の基本権⁵¹に反すると認定した事例⁵²があり、それがEU憲法条約やEU基本権憲章への英国等による反対⁵³、ひいては英国のEU離脱の原因のひとつとなったとされる。欧州司法裁判所は、条約上の規定を手がかりとしてその内容を「深化」「発展」させることに積極的な裁判所であると認識すべきである。

現状、GDPRはEU域内の法にとどまりEU域外には強制されない。しかし、充分性認定という制度を介して第三国に立法を事実上強制することが可能である。本稿で指摘した判例変更の可能性もまた、そのような意図的な運用を後押ししうる。既に、その影響は日本法にも及びつつある。前述の通り、GDPRにおける充分性認定の範囲は公的部門には及んでいないが、公的部門においては個人情報保護法によるワンストップ規制ではなく各自治体等の条例等によって規制が行われており、統一性がない⁵⁴ことが重要な理由の一つであった。これに対して個人情報保護委員会は、「スケジュール感を持って」前向きに対応していくことを決断した⁵⁵。本稿は、個人情報保護のあり方をいかにすべきか、について一定の立場を主張するものではないが、EU域内との自由な情報流通と円滑な経済的関係を望む限り、英国がEU加盟中に経験したものと同様、経済的な範囲を超えた一定の立法がEUに追随した形で必要となりえよう。そのとき、経済的自由や表現の自由とプライバシーのどちらにウェイトを置くか、プライバシーや個人情報の保護にどのようなコントロールモデルを採用するか、といった選択の幅が、事実上失われることにもなりかねない。その意味で、EUと日本・米国とは、現在のところGAFAなど巨大企業規制の陰に隠れて同床異夢の状態といえる。今後のEU法の進展を、注意深く観察する必要がある。

注

- 1 2019年5月27日付日本経済新聞には、各国の立法動向がまとめられている。
- 2 Google, Apple, Facebook, Amazon の、巨大 IT 企業 4 社を総称するという。いずれも米国企業であるが、IT という分野が有する歴史的経緯ゆえか、既存の社会的なルール、規範、モラルを意図的に軽視ないし無視する言動がみられる。たとえば、サン・マイクロシステムズの共同創始者である Scott McNealy 氏は、2008 年にプライバシーに関して “You have zero privacy anyway. Get over it.” と発言したと報じられている。
<https://www.pcworld.com/article/2941052/scott-mcnealy-on-privacy-you-still-dont-have-any.html>。また、Facebook 創始者で CEO の Mark Zuckerberg 氏は、2010 年 1 月に行われた Crunchies Awards の表彰式で、「人々はさまざまな、より多くの情報を快く共有するようになったばかりか、より多くの人と、よりオープンに共有するようになった。この社会規範は時間とともに進化していったものだ」「今の社会規範を反映するために、システムを絶えず革新し、更新していくことがわれわれの役割だと考えている」と述べたと報じられている。<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/100113/news014.html> (但し、この記事からリンクされていた講演の動画は現在削除されている) 10 年前、彼はプライバシーがもはや「社会規範」ではなくなったと信じたようである。
- 3 例えば、Facebook から Cambridge Analytica への情報流出スキャンダルでは、2015 年 12 月に The Guardian 紙によって報道されて衆知となったところ、Facebook は同年 9 月にはその事実を把握していたにもかかわらず放置した、と報じられている。<https://www.nytimes.com/2018/11/14/technology/facebook-data-russia-election-racism.html>
- 4 近代的な競争法は、1889 年制定のカナダ法と 1890 年制定の合衆国法を嚆矢とする。第二次世界大戦後、旧東ドイツよりも経済的に魅力的であることを必要とした旧西ドイツが占領軍の指示を受けつつもオールド自由主義に基づく自国の経験を裏付けとして、また経済民主化という占領政策の下で日本が、それぞれ競争法を制定した。
- 5 本稿では、かつての EEC など現在の欧州連合 (European Union) に繋がる各種の団体を、一括して「EU」と呼ぶこととする。
- 6 欧州連合条約 (Treaty on European Union) 6 条 1 項は、欧州基本権憲章について「この条約と同等の法的価値を有する」と定める。また、同条 3 項は、欧州人権条約によって保障される基本的人権および構成国にとって共通の憲法的慣習が、欧州連合の法における基本的な原則となるべきことを定める。
- 7 EU 法の各構成国内法に対する優位性は、各構成国が国内法で保障する基本権が同様に保障されているという条件の下でのみ、各構成国国内裁判所において承認される。例えばドイツでは、1974 年の Solange I 判決 (BVerfGE 37, 277) において、当時の EC は基本権保障規定を有さないことを理由として基本権に関する限り国内法 (ボン基本法) が EU 法に対して優位するとされた。EU における立法や判例による基本権保障の進展に伴い、1987 年の Solange II 判決 (BVerfGE 73, 339) においては、その保障は文字通りの完全一致である必要はなく本質部分が保障されていれば足りるとされたが、本質部分が保障されているか否かの判断権は構成国国内裁判所にある旨の留保が付されている。同様の検討は、英国でも *REGINA v. SECRETARY OF STATE FOR TRANSPORT, Ex parte FACTORYTAME LTD. and others (No. 2) [1991] 1 A.C. 603* においてなされている。
- 8 Case C-131/12, *Google Spain SL, Google Inc., v. Agencia Española de Protección de Datos(AEPD), Mario Costeja González*, [2014] 3 CMLR 50
- 9 この判決は、後述する GDPR 制定に向けた議論が行われている中であって、争点の一つであった「忘れられる権利」(right to be forgotten) に言及したものとして名高い。しかし実際には、この文言は原告側の主張とそれを整理した部分にのみ登場し、欧州司法裁判所自身はリンクからの消去 (erase) と表現している。その後成立した GDPR は、「忘れられる権利」と「消去権」

- を17条のタイトルに併記した。
- 10 Yahoo! が検索サービスを提供開始したのは1994年だが、これは人手でリンクの可否やリンク方法を決定し登録するディレクトリ型であって、この事件のように自動で情報を収集してインデックスをつけ、また自動で検索結果一覧を生成するものではない。インターネット上から自動的に情報を収集するBOTエンジンは1993年末のJumpstationが最初とされているが、検索されたリンクの表示順の自動決定方法がGoogle創業者たちによって1996年に考案され、1998年にGoogleがサービスを開始するまで、自動検索型のサーチエンジンは主流とはならなかった。
 - 11 Case C-101/01, *Lindqvist*, EU:C:2003:596, para. 25
 - 12 Case C-507/17, *Google L.L.C. v. Commission nationale de l'informatique des libertés(CNIL)*
 - 13 GDPRの制定は2016年、Google (Spain) 事件判決は2014年である。
 - 14 Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)
 - 15 ただし、個人データのうち特に配慮を要する種類のデータの取扱いや、報道など特定の法分野について、各構成国が独自の法を定める余地は認められる(前文 para.10、85条以下)。
 - 16 GDPRの内容やそれを遵守するコストが耐えがたい場合、Google (France) 判決を参考にしてIPアドレスを利用することにより、EU域内からのアクセスを拒絶するという選択がありうる。各企業はそのビジネス上の判断に応じて結論を出すであろうが、日本国としてEUとの取引を拒絶するという決定は現実的ではない。仮にそれが可能な国があるとすれば、おそらくは米国だけであろう。かくして、米国とEUとの間で、個人情報保護とプライバシーに関するせめぎ合いの発生が予想される。
 - 17 報道・芸術・学術など個人情報保護法の除外規定の対象分野は、充分性認定から除外されている。COMMISSION IMPLEMENTING DECISION (EU) 2019/419, OJ L 76, 19.3.2019, p. 1。同様に、公的機関など個人情報保護法の適用を受けない場合も充分性認定の対象外である。
 - 18 法令およびガイドラインを遵守することに加えて、性生活、性的指向又は労働組合に関する情報を個人情報保護法にいう「要配慮個人情報」と同様に扱うこと等、運用における追加的な制限を条件として、充分性認定が得られた。平成30年9月付個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」参照。
 - 19 EU離脱後の英国については、European Union (Withdrawal) Act 2018の2条によりData Protection Act 2018が、同法3条によりGDPRが、EU離脱後も国内法として有効であり続けることになっている。ただし、同法6条は離脱後の欧州司法裁判所による判決の拘束力を否定しており(1項)、離脱後も離脱以前の解釈が有効(2項・3項)としつつ英国裁判所が当該判例法の変更をなしうる(4項)と定めている。また、2019年10月17日の合意によれば、14ヶ月の移行期間内はGDPRがそのまま適用され、その間に欧州委員会が英国法の充分性に関する審査を行うことになっている。
 - 20 EU-U.S. Privacy Shield (IP/16/216).
 - 21 Case C-362/14, *Maximilian Schrems v. Data Protection Commission*, 2015 ECR I-650.
 - 22 REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL on the third annual review of the functioning of the EU-U.S. Privacy Shield, COM(2019) 495.
 - 23 Warren and Brandeis, "The Right to Privacy" 4 Harvard Law Review 93f
 - 24 東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁。
 - 25 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法・第七版』123頁以下。
 - 26 RECOMMENDATION OF THE COUNCIL CONCERNING GUIDELINES GOVERNING THE PROTECTION OF PRIVACY AND TRANSBORDER FLOWS OF PERSONAL DATA (23 September

- 1980)。その2013年改訂版が、Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Dataである。
- 27 最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1635頁。
- 28 最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁、最判平成6年2月8日民集48巻2号148頁。
- 29 最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁。
- 30 最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁。
- 31 最判平成14年9月24日判時1802号60頁。
- 32 北方ジャーナル事件(最大判昭和61年6月11日・民集40巻4号872頁)判決、石に泳ぐ魚事件(最三小判平成14年9月24日判時1802号60頁)判決を引用している。前者は公職の候補者、後者は一般人のプライバシーが問題となった。また、不法行為の成否に関しては、『逆転』事件判決(最判平成6年2月8日判時1594号56頁)を引用している。
- 33 これに対して、本件のように公的な立場を有するわけでもないK氏について実名報道が必要であったのか(表現の公益性への疑問)、サーチエンジンの検索結果を表現と認めるのであればプロバイダ責任法上の削除義務が認められるのではないか、等の疑問を呈する論者もいる。奥田喜道「グーグル検索結果の削除を命じる仮処分決定を取り消した決定」新・判例解説 Watch ◆ 憲法No.116参照。
- 34 このような最高裁の表現からすると、本件は表現の事後的な規制の事例が参照されていると考えられる。
- 35 *Supra*,note32.
- 36 奥田喜道、*supra*, note32 参照。
- 37 消去が義務づけられるは不正な取得・使用の場合に限られ(30条)、「必要がなくなったとき」(19条)でも消去は努力義務にとどまる。ただし、JIS-Q-15001 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項は、要求があれば原則として消去に応じるよう求めている。
- 38 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi_wg/dail/index.html
- 39 公正取引委員会「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)」1の第2段落。
- 40 GAFA規制は、競争政策や消費者保護、プライバシー保護という正当化根拠があるからこそ、米国以外の国にとっては自国産業保護という保護主義の誘惑を伴う。
- 41 California Civil Code Sec.1798. a.k.a. The California Consumer Privacy Act of 2018. なお、既に2019年10月には、一定の情報について時限的に・恒久的に適用を除外する改正が成立している。
- 42 ただし、同条(c)項により、未成年者の情報については事業者がそれを知っていた場合に限り opt in とされた。
- 43 注3のFacebookによる個人情報の流出事件が契機となった。
法やシステム、IT技術などによってどれだけ厳格に個人情報を保護しようとも、管理者自身の悪意からそれを守ることは難しい。したがって、前述した日本の最高裁の態度とは裏腹に、ITがインフラであるという事実はその管理者をより厳格に規制すべき理由ともなりうる。
- 44 *In re Facebook, Inc.*, C-4365, 2012 FTC LEXIS 135
- 45 Case No. 19-cv-2184 *STIPULATED ORDER FOR CIVIL PENALTY, MONETARY JUDGMENT, AND INJUNCTIVE RELIEF*
- 46 FTCによれば、これまでの最大額は消費者信用会社のEquifaxが2017年に顧客の情報を漏洩させた事件に対する2.75億ドルである。<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2019/07/ftc-imposes-5-billion-penalty-sweeping-new-privacy-restrictions>
- 47 次は、FacebookによるInstagramとWhatsAppの買収について、FTCが調査を開始すると報じられている。<https://www.wsj.com/articles/ftc-antitrust-probe-of-facebook-scrutinizes-its-acquisitions-11564683965>

- 48 個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」(平成31年4月25日付)
- 49 情報銀行は、本人が事前に設定した許可条件に従い、その管理する個人情報を提供する等の処理を行う。総務省が推進する仕組みについては、http://www.soumu.go.jp/main_content/000649152.pdf 参照。
- 本人による条件設定の際に本人が想定していたような範囲を外れた自体が生じた場合、外形的な条件が一致しさえすれば処理が行われるか、又は情報銀行を「信頼して」判断が委ねられる。前者の場合、外形的な条件の一致というだけで本人の意思が反映されたといえるのだろうか。後者の場合、「本人が望むであろうかどうか」という数値化できないものに対する「信頼」の存在を、一般的に指し示さるだろうか。個人情報の場合、Goodle (Spain) 事件でAEPDが主張したように、個人の「単なる願望」にも対応を求められる点、財産の場合とは異なっている。
- 50 周知の通り、英国には形式的な意味での「憲法」がないため、国王の裁可がある国内法について憲法適合性の問題が生じにくい。
- 51 EUが基本権をその法制に取り込んでいった一般的な経緯については、さしあたり安江則子「EUリスボン条約における基本権の保護」立命館法学2009年1号185頁以下参照。
- 52 Case C-84/94, *United Kingdom v. Council*, [1996] ECR-I-5755 および Case C-173/99 *The Queen v. Secretary of State for Trade and Industry, ex parte Broadcasting, Entertainment, Cinematographic and Theatre Union (BECTU)*, [2001] ECR-I-4811.
- 53 武田健「EU基本憲章への反対に至る政治過程」日本EU学会年報第33号120頁以下参照。同論文によれば、英国は、これらの「基本権」の内容がEUの判例法によって(英国の望まない形で)「発展」し英国に強制されていくことを懸念していた。これに対して欧州委員会や独仏側は判例法による「発展」を期待しており、英国の要求を全面的には受け入れなかった。
- 54 前述の通り、GDPRは、EC指令による個人情報保護では各国法の細部が統制できず、混乱が生じていた、との反省の下で立法された。
- 55 令和元年11月15日・第125回個人情報保護委員会議事録および配付資料1参照。